

香川県みどりの基本計画(素案)

みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、
香川のみどり

香 川 県

目 次

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
5 基本的な考え方	3

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴	6
2 みどりの現状・特徴	7

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

1 計画の基本目標	12
2 施策展開の基本方向	12
3 施策体系	14

第4章 施策の展開

1 基本方向1 みどりを育む	16
2 基本方向2 みどりを活かす	29
3 基本方向3 みどりをつなぐ	37

第5章 計画の推進

1 推進体制	46
2 進行管理（指標一覧）	48

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の背景・趣旨**
- 2 計画の位置づけ**
- 3 計画の期間**
- 4 計画の対象範囲**
- 5 基本的な考え方**

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

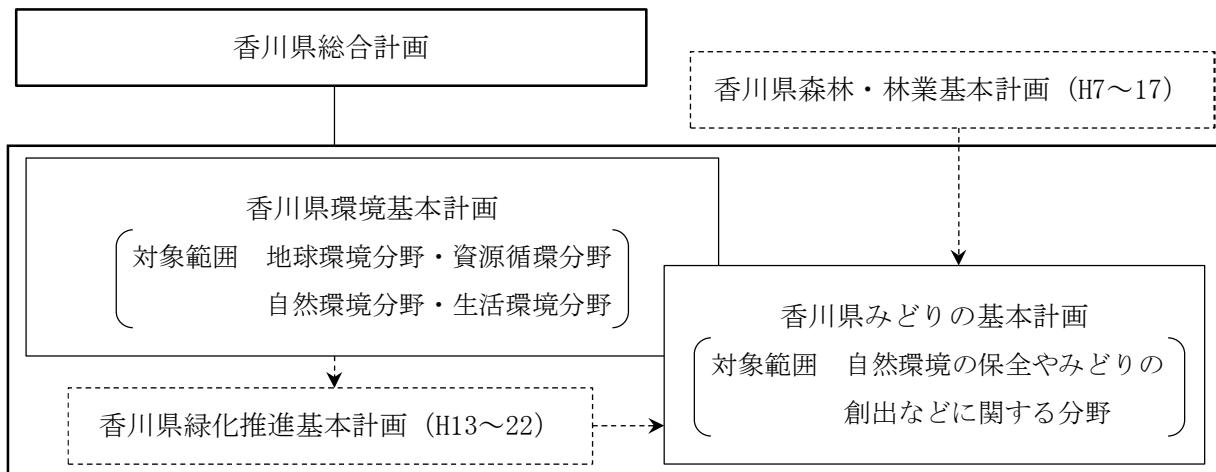
本県では、21世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含むみどりについての基本的な考え方を明らかにしたものとして、香川県緑化推進基本計画（第1次計画：平成13年度～22年度）及び香川県森林・林業基本計画（第1次～2次計画：平成7年度～17年度）を策定し、これらに基づき、みどりに関する諸施策を進めてきました。

その後、平成14年3月に、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年本県条例第2号）」を制定し、そのなかで、改めて緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画を策定することとなり、平成18年に香川県緑化推進基本計画と香川県森林・林業基本計画の統合・見直しを行い、香川県みどりの基本計画（第1次：平成18年度～22年度）を策定しました。

第2次計画（平成23年度～平成27年度）、第3次計画（平成28年度～令和2年度）を経て策定された第4次香川県みどりの基本計画（令和3年度～令和7年度）では、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」をめざして、各分野にわたる施策を進めてきたところですが、令和7年度に、この計画期間が終了することから、これまでの取組みの成果を引き継ぎ、一層進めるとともに、第4次計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、これから新たな香川づくりの指針である香川県の総合計画の基本方針に沿って、新しい香川県みどりの基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定するもので、森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画です。



3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画が対象とするみどりは、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定する「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地その他これらに類する土地が形成している環境」とします。

したがって、森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境を対象とします。

5 基本的な考え方

これまで、第 4 次香川県みどりの基本計画に基づき、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進してきました。本県の森林を含む「みどり」を、県土保全や水源涵養など公益的機能としての恩恵を広く県民に与えてくれる「みどりの社会資本」として位置づけ、先人たちの努力によって造成された豊かな「みどり」を、持続的に管理・利用し、次世代に引き継いでいく必要があります。そのため、本計画では、基本目標を「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」とし、「みどり」を取り巻く社会情勢の変化や県民の意向などを施策体系に反映させ、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴

2みどりの現状・特徴

第2章 香川県のみどり

1 県土の特徴

(1) 地形・気候

【小さな県土と長い海岸線、多くの島々】

県土の面積は 1,876.87 平方キロメートルで、全国で一番小さく（国土の約 0.5%）なっていますが、瀬戸内海に面し、大小 110 余の島々が多島美を形成するなど、県土の海岸線延長は 700 キロメートルを超え、陸地面積 1,000 平方キロメートル当たりの海岸線延長は全国平均の 4 倍以上となっています。（県土面積：令和 5 年 10 月現在、海岸線延長：令和 5 年 3 月現在）

【変化に富んだ地形】

讃岐平野が県土の半分程度を占め、広がりのある田園風景を形成しています。

平野部から海岸・島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘や、屋島に代表される溶岩台地が分布し、県土の南部には讃岐山脈が連なり、変化に富んだ地形が形成されています。

【短い河川と多くのため池】

河川は、全体に川幅が狭く、延長も短く急流で、通常は伏流しており、水量も多くありません。このようなことから、満濃池をはじめとする大小 12,200 余りのため池が作られ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

【温暖少雨と長い日照時間】

温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属しています。年平均気温は 17℃ 前後であり、年平均降水量は約 1,150 ミリメートルで、全国 44 番目です。また、年平均日照時間は約 2,050 時間で、全国 14 番目です。（都道府県庁所在地の 1991 年～2020 年の平年値）

(2) 社会的状況

【人口】

人口密度は 493.2 人／平方キロメートルで、全国で 11 番目と高くなっています。昭和 20 年以降、増加傾向にあった人口推移が、平成 11 年を境に減少傾向を示しています。老人人口が平成 5 年に年少人口を超えて、それ以後も増加傾向を示しています。（人口密度：令和 5 年 10 月現在）。なお、「かがわ人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂版）では、令和 42（2060）年に人口 77 万人を維持するという目標を掲げています。

【土地利用の現状】

都市計画区域率について、県土の 42% は都市計画区域となっています。本県の耕地面積は減少傾向にありますが、耕地面積率は全国 10 番目と高くなっています。本県の森林率は 47% で、全国 37 番目となっており、低位にあります。（都市計画区域

率：令和4年3月現在、耕地面積率：令和5年7月現在、森林率：令和4年3月現在）

2 みどりの現状・特徴

（1）森林のみどり

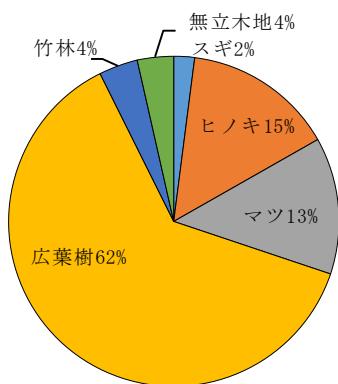
【森林面積・森林率・人工林率】

本県の森林面積は約8万8千ヘクタール（全国45番目）で、森林率は47%、森林のうち人工林は約2万3千ヘクタールで、人工林率は27%（全国43番目）となって います。（林野庁調べ 令和4年3月現在）

【樹種別面積率・広葉樹面積】

本県における森林は、広葉樹が62%と一番多く、次いで、ヒノキ・マツとなっています。昭和30年代の燃料革命以降、木材利用が減少したことと、昭和50年代前半の松くい虫被害の跡地で天然更新が促進されたことにより、広葉樹は齢級別の構成で二山のピークを持ち、高齢化（10齢級〔46～50年生〕以上）が進んでいます。

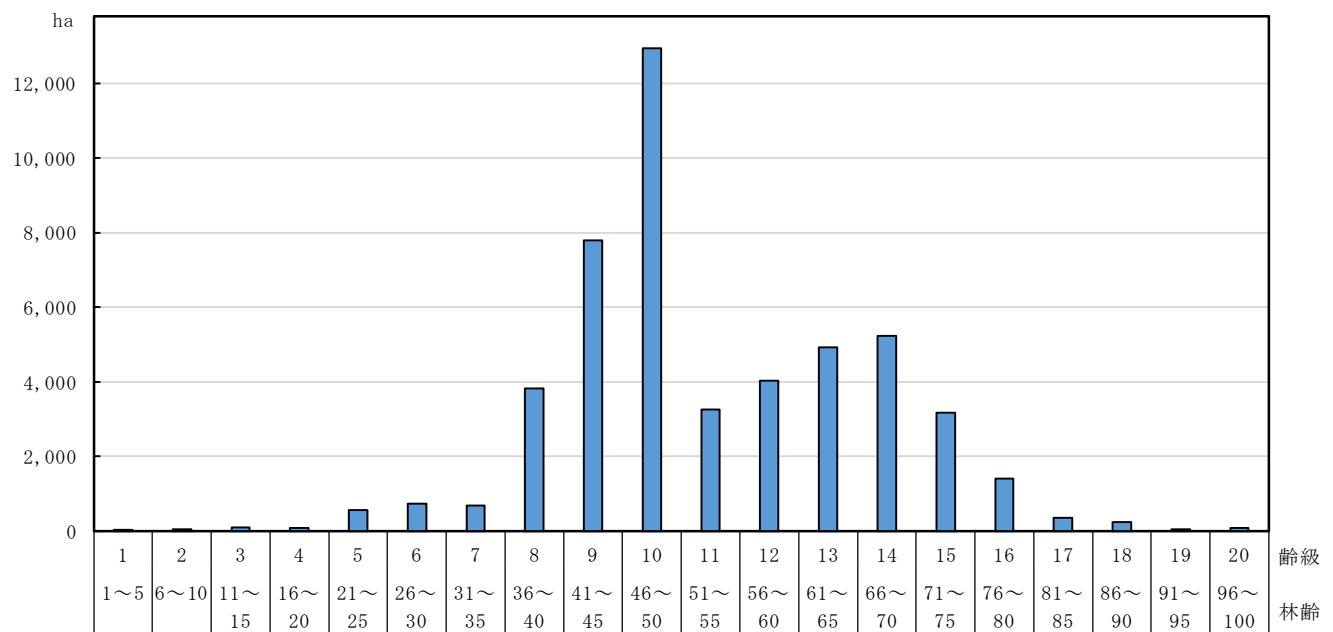
図1 樹種別面積率



資料：香川県森林・林業政策課

（令和7年3月31日現在）

図2 齢級別広葉樹面積

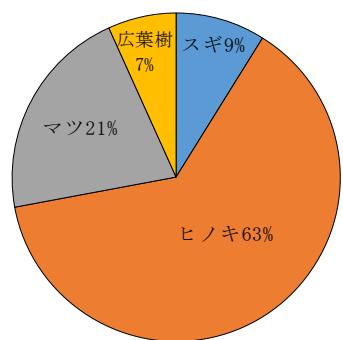


資料：香川県森林・林業政策課（令和7年3月31日現在）

【人工林における樹種別面積率】

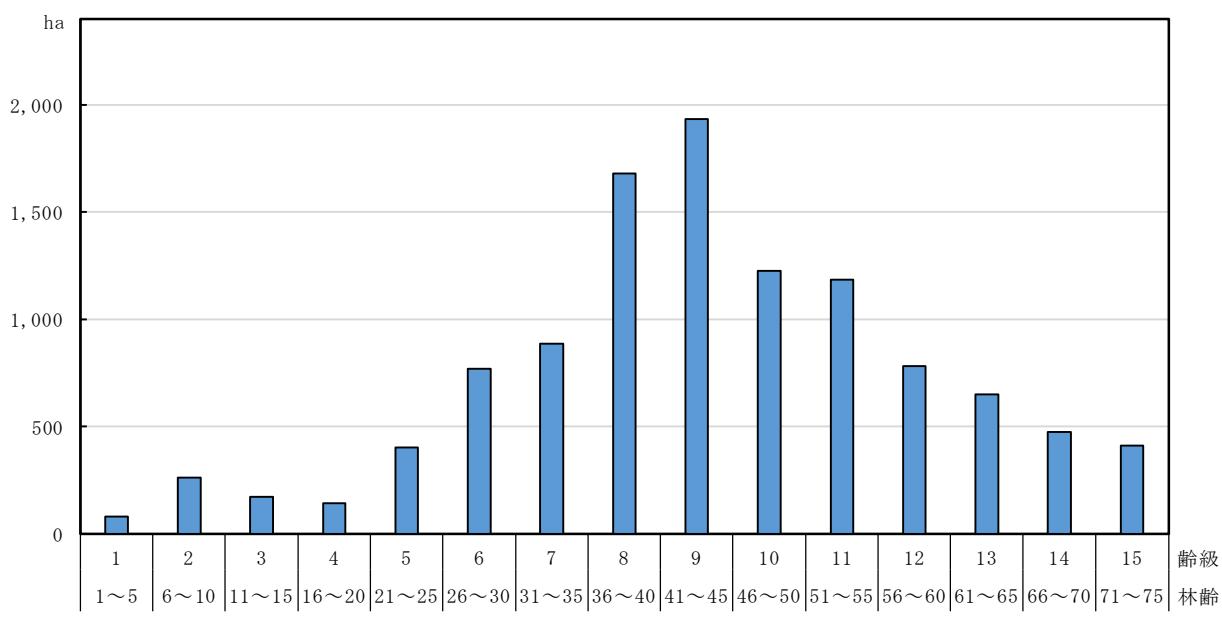
県内的人工林（民有林）約1万8千ヘクタールのうち、ヒノキは約1万2千ヘクタールで人工林（民有林）全体の63%を占めています。松くい虫被害の跡地等に植栽されたヒノキは、木造住宅の柱材などに利用できる時期（7齢級[31～35年生]以上）を迎えています。

図3 人工林における樹種別面積率



資料：香川県森林・林業政策課
(令和7年3月31日現在)

図4 齢級別ヒノキ林面積



資料：香川県森林・林業政策課（令和7年3月31日現在）

（2）すぐれた自然のみどり

本県では、古くから高度の土地利用がなされ、原生的な自然環境は少なくなっていますが、琴平山や藤尾山等の社叢（鎮守の森）、寒霞渓周辺、大滝大川県立自然公園などの自然林は、本県の原生的な植生の姿を今に伝えています。

本県の郷土風景としては、屋島や五色台、飯野山をはじめとする溶岩台地、孤立丘のみどりと、南部に位置する讃岐山脈が大きな特徴を形成し、本県特有の田園風景をつくりだしています。また、島しょ部ではみどりに覆われたいくつもの島々と、静かな海面、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の親しみ深い多島海景観を形成しています。

このようなすぐれた自然景観が展開する地域については、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸部一帯を中心とした地域が、昭和9年3月16日に日本初の国立公園である瀬戸内海国立公園として指定されています。また、讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域を、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園として指定しています。

(3) 農地のみどり

平野部に広がる水田や畠地のみどりは、点在するため池とともに香川らしいのどかな田園景観を形成していますが、近年は、耕作放棄地の増加やイノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害の増加などが原因で、減少傾向にあります。

(4) まちのみどり

みどりは蒸発散作用などにより気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与するほか、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られるとも言われており、県民の心や体をリフレッシュできるレクリエーションや憩いの場として、都市公園などのみどりが整備されています。

本県の都市公園は、国、県、市町がそれぞれに整備・管理しているものがあり、これらを合わせた令和6年3月31日現在の整備状況は、503か所 1,600ヘクタールとなっています。

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

- 1 計画の基本目標**
- 2 施策展開の基本方向**
- 3 施策体系**

第3章 計画の基本目標と施策展開の基本方向

1 計画の基本目標

「みどり」と人・社会との関わり方に焦点を当て、いかに「みどり」とふれあえる機会を創出できるのかを考慮の上、基本目標を、「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」とします。

この基本目標のもと、日本一充実した「みどり」とともに暮らす社会の実現をめざして、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりをいかに守り、育てていくのか」、「暮らしのなかにあるみどりをいかに利用していくのか」、「先人たちの努力により作られたみどりをいかに未来へつなげていくのか」といった三つの視点で集約し、それぞれを「みどりを育む」、「みどりを活かす」、「みどりをつなぐ」という三つの大項目に整理します。

【基本目標】 「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」

- 【三つの大項目】
- 1 みどりを育む
 - 2 みどりを活かす
 - 3 みどりをつなぐ

2 施策展開の基本方向

緑化の推進とみどりの保全に関する諸施策の展開に当たっては、三つの大項目ごとに、施策展開の基本方向を次のとおり定めます。

また、この計画に掲げる施策を実施することにより、二酸化炭素の吸収源である森林の整備を通じて、地球温暖化の防止にも貢献していくとともに、コロナ禍以降の、感染症のリスクを低減した社会経済活動の促進を図ります。

さらに、17のゴールと169のターゲットから構成されるSDGs（2015年に国連サミットにおいて採択された2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標）について、みどりは、さまざまなゴールに関連していることから、この計画に掲げる施策を実施することにより、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

なお、この計画はさまざまな環境のみどりを対象にしているため、関係部署と連携して施策に取り組みます。

（1）みどりを育む

森林をはじめとするみどりを守り、育てていくためには、まずは、持続可能な森林経営を確立すること、そして、健全なみどりの環境を保全していくこと、さらには、すぐれたみどりについては将来にわたり守り維持していくことが必要となります。

そのため、「みどりを育む」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

- ①森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環利用を通じた、森林の適正な整備を推進するとともに、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組みを推進します。
- ②山地災害防止対策や乱開発防止対策、病虫獣害対策などの実施により、みどりを

適切に管理・保全するなど、森林の持つ多面的な機能の保全に取り組みます。

- ③すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全や、生物多様性の保全に取り組むとともに、自然公園などの利用促進や適切な維持・管理などにより、すぐれた自然の保護・保全を図ります。

このような基本方向のなかでも、近年の林業に関する社会情勢の動向を踏まえ、航空レーザ計測データを活用した本県の森林資源の状況把握や、ドローンやＩＣＴ機器の導入支援などによる森林施業の効率化と生産性の向上、花粉の発生源対策となる少花粉品種の供給体制の整備などに重点的に取り組みます。

(2) みどりを活かす

私たちの暮らしのなかにあるみどりを有効に利用していくために、林業や木材産業などの振興を通じて、成熟しつつある県内のヒノキ人工林の整備と利用や、高齢化している広葉樹林の整備と資源の利活用を進めるほか、森林公園や都市公園などの地域資源を積極的に活用する必要があります。

そのため、「みどりを活かす」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

- ①木材利用による林業の活性化とそれによる森林整備の促進を図るため、県産木材の加工・流通体制の整備や、建築物における県産木材の利用促進、県産木材の認知度の向上を図ります。
- ②里山の再生を進めるため、身近な里山林の持続的な保全管理と資源の利活用の拡大を促進します。
- ③森林や里山、農村などの自然や景観といった「地域資源」を活用し、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを一層進めていくため、森林公園や都市公園などの整備・管理や都市部の緑化促進など、地域資源の活性化に取り組みます。

このような基本方向のなかでも、近年、より一層、身近なところで自然環境とふれあえる場の創出が求められていることから、県民が安全・安心・快適に森林公園などを利用できるよう、計画的な施設・設備の整備に重点的に取り組みます。

(3) みどりをつなぐ

先人たちの努力によって造成された豊かなみどりを未来へつないでいくためには、森林・林業の担い手となる人材の育成や、みどりとふれあう活動の充実を図るとともに、みどりとのふれあいを通して、暮らしを豊かにする地域づくりを進める必要があります。

そのため、「みどりをつなぐ」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

- ①森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、県立農業大学校「林業・造園緑化コース」の運営や林業における労働環境の改善などを通じて、森林・林業の担い手育成に取り組みます。
- ②みどりづくりに対する県民の理解を深め、参加の促進を図るとともに、みどりを守り・育てる人材の育成に取り組みます。
- ③県民参加の森づくり活動を一層推進するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、みどりを活かした地域づくりを推進します。

このような基本方向のなかでも、林業後継者や施業を担う現場作業員の確保・育成が重要な課題となっていることから、林業従事者が生きがいを持って働く魅力ある林業の実現に向けて重点的に取り組みます。

3 施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目
1 みどりを育む	1-1 持続可能な森林経営の確立	1-1-1 森林整備の推進
		1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進
		1-1-3 施業の集約化の促進
	1-2 多面的機能の保全	1-2-1 山地災害防止対策の推進
		1-2-2 保安林の適切な管理
		1-2-3 適正なみどりの保全
		1-2-4 森林病害虫等防除対策の推進
		1-2-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進
	1-3 すぐれた自然の保護・保全	1-3-1 自然公園等の保護・利用
		1-3-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全
		1-3-3 自然記念物等の保護・保全
		1-3-4 生物多様性の保全
2 みどりを活かす	2-1 県産木材の利用促進・需要拡大	2-1-1 「かがわヒノキ」等県産木材の加工・流通体制の整備
		2-1-2 建築物における県産木材利用の促進
		2-1-3 県産木材の普及啓発
	2-2 里山再生の推進	2-2-1 里山整備の推進
		2-2-2 里山資源の利活用
	2-3 森林公園等の地域資源の活性化	2-3-1 森林公園等の地域資源の活用
		2-3-2 公共施設等の緑化の推進
3 みどりをつなぐ	3-1 森林・林業の担い手育成	3-1-1 林業後継者の確保・育成
		3-1-2 担い手育成の促進
		3-1-3 林業労働力の確保
	3-2 みどりづくりへの理解と参加の促進	3-2-1 みどりづくりの意識の高揚
		3-2-2 みどりを守り・育てる人材の育成
	3-3 県民参加のみどりづくりの推進	3-3-1 県民参加の森づくり活動の推進
		3-3-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進

第4章 施策の展開

- 1 みどりを育む**
- 2 みどりを活かす**
- 3 みどりをつなぐ**

第4章 施策の展開

本県のみどりの現状と課題、施策の方向などは次のとおりです。また、施策の進捗状況を把握・評価するため、施策体系の三つの施策区分（大項目）ごとに二つの指標を設定するとともに、施策展開（小項目）ごとに指標を設定し、全体として25項目の指標を設定します。

基本方向1 みどりを育む

【施策区分（大項目）1の指標】

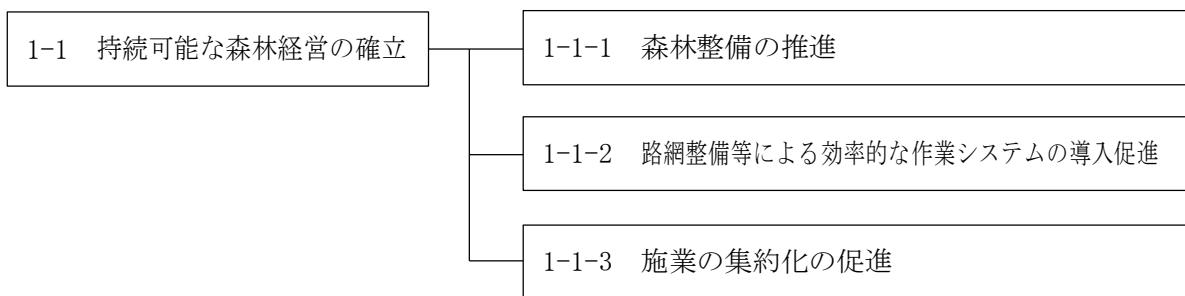
項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
森林整備と木材利用に関する認知度	%	42 (R7.6現在)	50
森林整備（植栽、下刈り、除間伐、枝打ち）面積（累計）	ha	3,986 (R2～R6累計)	5,000 (R8～R12累計)

1-1 持続可能な森林経営の確立

現状と課題

- 県土の約47%を占める森林は、水源の涵養や山地災害防止、木材等林産物の供給に加え、生物多様性保全、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有し、日常生活や事業活動に大きく貢献しており、こうした機能を持続的に発揮していくためには、森林資源の循環利用を通じた、森林の適正な整備を推進する必要があります。
- 一方で、これまでの林業は造林から収穫まで長期間を要し、自然条件下での人力作業が多いことから、低い生産性や安全性が課題であり、さらに原木の価格は低迷している一方で人件費や物価は上昇しているなど、持続可能な森林経営を確立するためには、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に向けた取組みを推進する必要があります。
- 「新しい林業」の実現のためには、成長の早いエリートツリーやICT等の新たな技術を活用した森林施業コストの低減や、路網整備と施業の集約化により高性能林業機械を有効に活用し素材生産コストの低減を図る必要があり、また社会問題化している花粉症対策についても進める必要があります。

施策の体系



施策展開

1-1-1 森林整備の推進

ア) 森林計画制度の適正な運用

- 無秩序、無計画な伐採や開発からの機能回復を図ることは容易でないことから、本県の森林の整備や保全の目標、市町村森林整備計画の指針などを示す香川地域森林計画を定め、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進します。

イ) 「新しい林業」に向けた取組みの推進

- 適地適木に配慮し、成長の早いエリートツリー等による低密度植栽や下刈り回数の低減など造林・育林の省力化に向けた取組みについての普及啓発及び森林調査や測量の効率化のためのドローンやＩＣＴ機器の導入を支援し、森林施業の効率化と生産性の向上を図ります。

ウ) 森林整備・県産木材供給への支援

- 多面的機能の維持・増進を図るとともに、森林資源の循環利用を促進するため、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈り、間伐などの森林施業や間伐材の搬出に対し、森林環境譲与税も活用して支援します。

エ) 花粉発生源対策等優良種苗の安定的な供給体制の整備

- 花粉の発生源対策となる少花粉品種や成長が早いエリートツリー等の優良種苗など、多様なニーズに即した、スギ・ヒノキのコンテナ苗や優良な広葉樹の育苗などの試験研究に取り組むとともに、これらの苗木のさらなる供給体制の強化に向け、少花粉品種やエリートツリーの採種園整備に努めます。

1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進

ア) 災害に強い林内路網の整備

- 森林資源の循環利用を推進し、林業の生産性を高めるため、現在の林内路網の保全・改良はもとより、長寿命化対策を進めるほか、「林道規程」や「香川県林業専用道作設指針」、「香川県森林作業道作設指針」に則り、傾斜区分と作業システムに応じためざすべき路網密度の水準を踏まえ、台風等の災害にも強く耐久性の高い林道や森林作業道などによる林内路網の整備を促進します。

イ) 高性能林業機械等の導入の支援

- 低コストで効率的な搬出間伐などを促進するため、森林環境譲与税の活用な

どにより、従来の機械に比べて性能が高い高性能林業機械などの導入を支援します。

ウ) 効率的な作業システムの普及

- 森林所有者や意欲と能力のある林業経営体など地域の林業関係者が各事業地に応じた最適な作業システムの選択ができるよう、一定の広がりを持つ同じ条件下の地域で効率的な木材生産が可能となるモデル的な作業システムを示すとともに、選択に必要な技術・知識の普及・指導を行います。

1-1-3 施業の集約化の促進

ア) 森林関連情報の活用

- 航空レーザ計測データを活用して森林資源情報の解析を行い、樹種や材積量など詳細な森林資源の状況や、林内路網の整備状況などの情報を収集・整理し、林業経営体による施業の集約化を実施するための基礎データとして活用します。

イ) 森林経営計画策定の促進

- 森林施業の団地化、集約化を積極的に促進し、森林所有者や意欲と能力のある林業経営体などにより森林経営計画が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう支援します。

ウ) 市町への支援

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向け、林地台帳制度や森林経営管理制度が適正に運用されるよう、市町の取組みを支援します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-1-1	森林整備面積（累計） (再掲)	ha	3,986 (R2～R6 累計)	5,000 (R8～R12 累計)
1-1-2	林内路網延長	km	1,777	1,819
1-1-3	林業経営者が作成した 森林経営計画の認定面 積	ha	4,084	4,200

方向性を同じくするSDGsのゴール

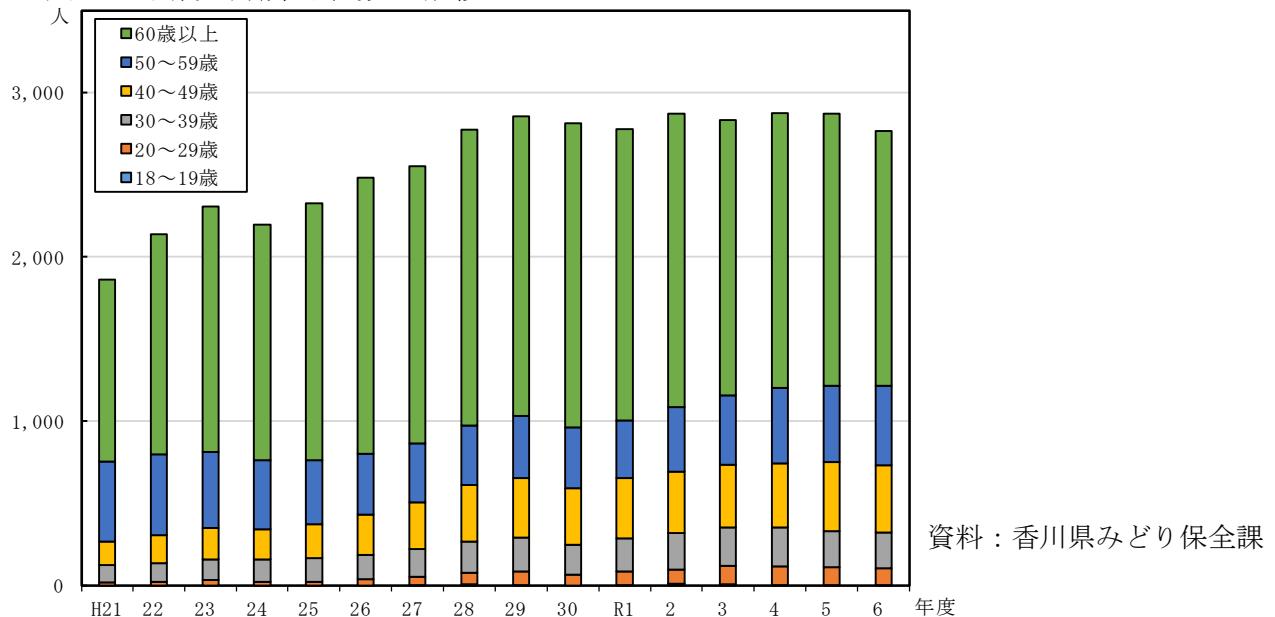


1-2 多面的機能の保全

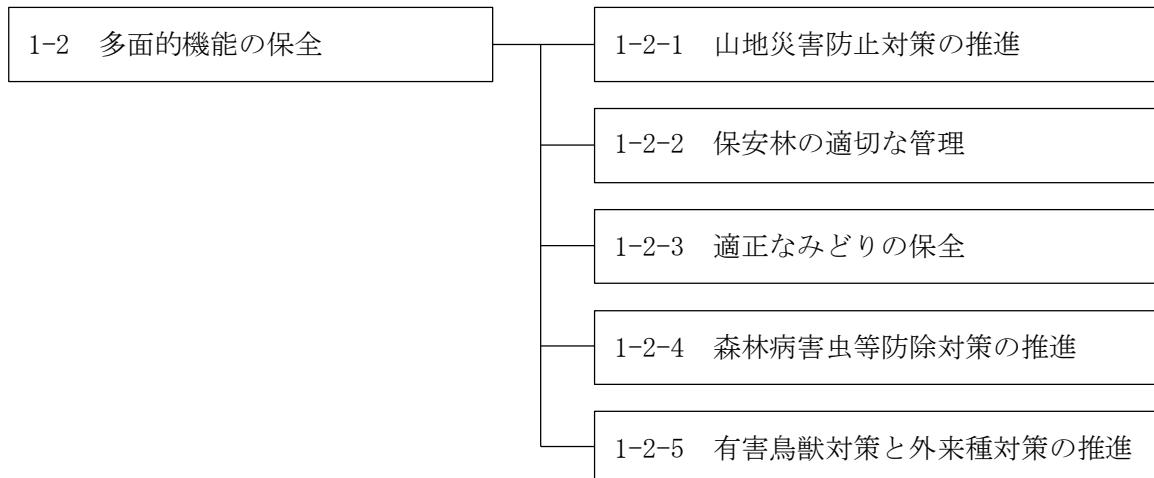
現状と課題

- 森林が持つ山地災害防止や水源の涵養など公益的機能を維持していくためには、適切な維持・管理が必要であり、台風等の風水害の頻発化・激甚化も懸念されるなか、引き続き、山地災害の未然防止を図るための治山事業の推進や、設置した治山ダムなどの施設の保全、荒廃のおそれがある保安林の機能回復などに取り組んでいく必要があります。
- 森林や農地などの「みどり」は、ひとたび失われると容易には元に戻らないため、多面的機能の維持・発揮に向けた適切な保全を図ることが重要となることから、各種規制の適正な運用を図るとともに、違法開発の防止や早期発見のための監視に努める必要があります。
- 「みどり」に対する被害は、自然災害や人間の行為によるもの以外に、松くい虫やカシノナガキクイムシなどの森林病害虫、ニホンジカやノウサギなどの野生鳥獣、オオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどの外来種によっても発生していますが、これらの被害を完全に防ぐことは困難であることから、市町・関係団体とも連携して、被害の早期発見、被害拡大防止対策の迅速な実施に努める必要があります。

図5 狩猟免許所持者数の推移



施策の体系



施策展開

1-2-1 山地災害防止対策の推進

ア) 治山ダム設置による山地災害防止対策

- 危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めます。
- 砂防事業や国有林治山事業との連携・調整を図り、効果的に治山事業を進めます。

イ) 土砂流出防備保安林等の整備

- 荒廃した森林の早期回復を図るとともに、立木の密度を調整して樹木の成長と下層植生の生育を図る本数調整伐を行うなど、土砂流出防備保安林等の整備を進めます。

ウ) 防災・減災、国土強靭化に向けた取組み

- きめ細かな治山ダムの配置等による土砂・流木の流出抑制対策や、保安林整備と山腹斜面の雨水の分散を図る筋工等の組合せによる森林土壤の保全強化を進めるとともに、設置から一定年数を経過した治山施設の老朽化状況を点検し、緊急性の高い施設から機能強化や補修を行うなど、施設の長寿命化対策を進めます。

エ) 山地災害危険地区に対する避難体制の整備

- 山地災害危険地区の地域住民に対し、大雨時などの自主的な避難を促すため、市町と連携して、避難体制の整備や危険箇所に関する情報の周知の徹底などに努めます。

1-2-2 保安林の適切な管理

ア) 保安林の適正な配備

- 森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況、保全対象の状況を踏まえ、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成など公益目的達成の観点から必要な保安林の指定・解除を行うなど、適正な配

備に努めます。

イ) 保安林制度の適正な運用

- 保安林としての働きを維持するために守らなければならない森林の取扱方法（立木の伐採方法や限度、伐採後の植栽方法など）を定めた指定施業要件について、効果的・効率的に間伐等の森林整備が実施できるよう内容を見直すなど、保安林制度の適正な運用に努めます。

ウ) 治山事業による保安林機能の回復

- 水源の涵養や山地災害防止などの機能が低下している保安林について、治山事業により機能の回復を図るなど、保安林の保全・管理に努めます。

1-2-3 適正なみどりの保全

ア) 林地開発許可制度の適正な運用

- 森林法に基づく「林地開発許可制度」の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止するとともに、関係機関と連携しながら、開発行為に対する定期的な指導・監視の実施に努めます。

イ) 盛土等の安全対策

- 盛土等に伴う災害から人命や財産を守るために、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく「許可制度」、「届出制度」等の適正な運用により、不法な盛土等の造成を防止するとともに、関係機関と連携しながら、不法盛土等を早期に発見し、被害の未然防止に努めます。

ウ) みどり豊かでうるおいのある国土づくり条例の適正な運用

- みどり豊かでうるおいのある国土づくり条例に基づき、森林0.1ヘクタール以上（その他の土地にあっては1ヘクタール以上）の土地開発行為について、土地開発事業者に対し知事との事前協議を義務付けるとともに、県職員による航空機を使用した上空からの監視等を継続して行うなど、適切な土地利用の調整と保全を図ります。

エ) 開発跡地の確実な緑化

- 土地開発事業者に対し、開発跡地の適切な緑化を義務付けるとともに、森林における土石の採取など一定の要件を満たす土地開発行為については、緑化の履行を保証するみどりの保全協定の締結を義務付けるなど、開発跡地の確実な緑化を図ります。

オ) みどりの巡視員等による監視の徹底

- みどりの保全について知識と経験を有し、かつ、みどりの巡視に必要な資質を有する者をみどりの巡視員として委嘱し、土地開発行為の監視や山火事及び病虫獣害の早期発見等のための巡視を推進し、みどりが有する公益的機能の保全を図ります。

カ) 農地の保全

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る活動に対する支援を行うとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用、環境や景観に配慮した農業水利施設の整備に努めます。

キ) 藻場の造成・保全

- 藻場が持つ水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能を発揮させるため、藻場分布状況の把握、藻場造成の実施により、良好な漁場環境づくりを推進します。

1-2-4 森林病害虫等防除対策の推進

ア) ナラ枯れ被害のライフラインへの二次的被害の防止対策への支援

- 香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、市町などと連携し、未被害地域や保全するナラ・カシ等の森林においてはナラ枯れの早期発見と被害の急速な拡大の防止に努めるとともに、被害が拡大している地域においては特に人的被害や道路・電線等のライフラインへの二次的被害の防止対策を支援します。

イ) 野生鳥獣による森林被害防止対策への支援

- ニホンジカなどの野生鳥獣から森林を保護するため、森林所有者による鳥獣侵入防護柵の整備や食害防護資材の設置などの被害防止対策を支援します。

ウ) 林野火災予防の啓発

- 林野火災を未然に防止するため、市町などと連携し、出火原因や発生時期などの傾向を踏まえ、乾燥時期前に林業経営体等に対し林野火災に注意を促す周知会を開くなど、効果的な林野火災予防の普及啓発に努めるとともに、みどりの巡視員などによる適正な火気の取扱い指導を徹底します。
- 林野火災注意報（仮称）発令時には、林業経営体等に対し電話やメールでの注意喚起の連絡や、ソーシャルメディアを活用した火の取扱いへの注意の呼びかけなど、迅速な情報提供と注意喚起に努めます。

1-2-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

ア) 鳥獣被害防止対策推進のための人材育成等

- 将来にわたって有害鳥獣対策を実践する担い手を確保・育成するため、若者や女性を対象とした狩猟免許取得の入門講座や、狩猟初心者から捕獲経験者まで段階に合わせた捕獲技術講習会を開催するなど、若手狩猟者や地域で中心的な役割を担う「地域リーダー」を育成します。
- 野生鳥獣への餌付けとなる耕作放棄地や作物残渣などの防止や、地域に寄せ付けないための追い払い、侵入防止柵の設置などの侵入防止、有害鳥獣の捕獲の3本柱による地域ぐるみの対策について、市町と連携して総合的に推進します。

イ) 市町が行う有害鳥獣捕獲への支援等

- 市街地に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援します。

ウ) 県主体の捕獲事業による重点的な捕獲

- 市町が行う有害鳥獣捕獲では十分な捕獲が行われていない市街地周辺部や島しょ部等のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、県主体の捕獲事業等を重点的に実施します。

エ) 外来種対策の推進等

- 外来生物法に基づき、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町を支援するなど、特定外来生物の防除を推進します。
- 新たな特定外来生物の侵入を防止するため、国や市町、民間団体などと連携し、情報収集や監視を行うとともに、定着が確認された場合には、集中的な防除など早期対策に努めます。
- 侵略的外来種の防除についての基礎資料となる「侵略的外来種リスト」を活用し、外来種について正しい理解を深めるよう普及啓発を図るとともに、優先度を踏まえ、国や市町、民間団体などと連携した適切な防除対策に取り組みます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-2-1	治山施設整備箇所数 (累計)	箇所	62 (R2～R6 累計)	75 (R8～R12 累計)
1-2-2	保安林(国指定)の指定 施業要件の見直し未了 筆数	筆	2,341	0
1-2-3	みどりの巡視員等による 巡視延べ日数	日	584	600
1-2-4	広葉樹林の整備面積 (累計)	ha	13 (R2～R6 累計)	25 (R8～R12 累計)
1-2-5	50歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640

方向性を同じくするSDGsのゴール

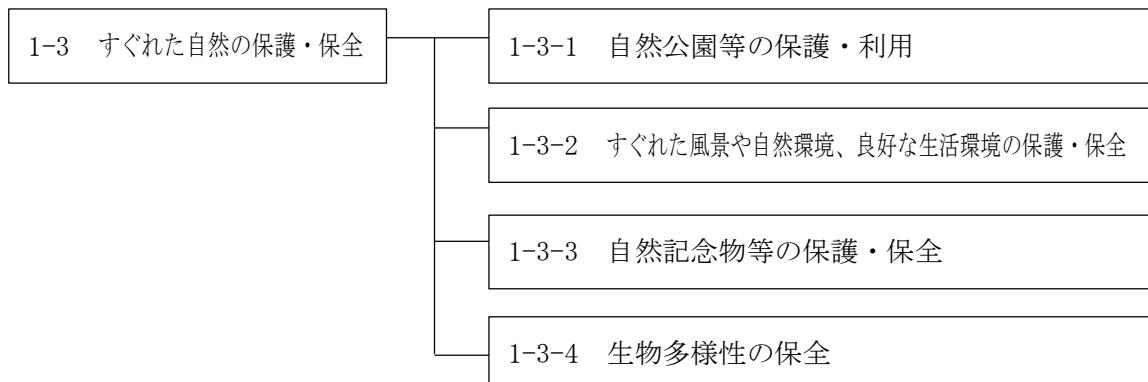


1-3 すぐれた自然の保護・保全

現状と課題

- 暮らしを支えるみどりを充実させていくためには、すぐれた自然環境の保護・保全を図ることが大切であり、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸地帯を中心とした国立公園や、讃岐山脈の大滝山、竜王山、大川山周辺の県立自然公園の適切な保護・利用増進を図るとともに、「自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」、「自然海浜保全地区」、「風致地区」など貴重な自然環境や植生の分布地、良好な自然環境を形成している自然記念物などについても、適切な保護・保全に努める必要があります。
- 私たちの暮らしは、生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられており、生物多様性の保全における「みどり」の役割が高まるなか、すぐれた自然の保護・保全を進めるためにも、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体が連携して、生物多様性の保全に取り組んでいく必要があります。

施策の体系



施策展開

1-3-1 自然公園等の保護・利用

ア) 自然公園等の適切な維持管理

- すぐれた自然環境の保護・保全を図るため、法令の規定に基づき、開発行為などに対する適正な規制・指導を行うとともに、老朽化した施設の改修や修繕など適切な維持管理に努めます。

表1 自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)		
		全地域	特別地域	普通地域
国立公園	瀬戸内海	18,171	9,008	9,163
県立自然公園	大滝大川（高松市塩江町、まんのう町）	2,363	564	1,799
計		20,534	9,572	10,962

イ) 自然公園等の利用促進

- 施設の魅力を紹介するイベントの実施に努めるほか、自然公園については、引き続き、指定管理者制度を活用した積極的な広報活動や各種イベントの充実を図るなど、施設の利用促進に努めます。

1-3-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

ア) 自然環境保全地域等の保護・保全の推進

- すぐれた森林や特異な地形・地質など貴重な自然環境である自然環境保全地域や、樹林地、丘陵、河川などと一体となって良好な生活環境を確保している緑地環境保全地域、良好な砂浜などが維持されている自然海浜保全地区について、適切な保護・保全を図るため、条例に基づく規制やみどりの巡視員などによる巡視を行うとともに、自然環境保全地域等の希少性や大切さの周知など、すぐれた風景や自然環境の保護・保全に対する県民意識の醸成に努めます。
- 都市における優良な山林等については、良好な自然的景観を維持するため、風致地区として、条例に基づき適切な規制を実施して保全を図り、潤いとやすらぎを感じられる都市空間の形成をめざします。

表2 自然環境保全地域の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)	
		全地域	特別地域
弥谷山 自然環境保全地域	三豊市	33.96	29.47
藤尾山 自然環境保全地域	高松市	37.27	37.27
水主 自然環境保全地域	東かがわ市	4.41	4.41
女体山 自然環境保全地域	さぬき市	12.38	12.38
計	4箇所	88.02	83.53

表3 緑地環境保全地域の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)
七宝山 緑地環境保全地域	三豊市	50.95
大高見峰 緑地環境保全地域	綾歌郡綾川町、丸亀市	124.10
小松尾山 緑地環境保全地域	三豊市	2.99
大水上 緑地環境保全地域	三豊市	6.51
間川 緑地環境保全地域	さぬき市	4.24
計	5箇所	188.79

表4 自然海浜保全地区の指定状況

名 称	所在地
鎌野自然海浜保全地区、高尻自然海浜保全地区、竹居自然海浜保全地区	高松市
小浜自然海浜保全地区、松尾自然海浜保全地区、青木自然海浜保全地区、羽立自然海浜保全地区	さぬき市
小浦自然海浜保全地区	東かがわ市
大浜自然海浜保全地区、鴨ノ越自然海浜保全地区、仁老浜自然海浜保全地区、名部戸自然海浜保全地区、室浜自然海浜保全地区	三豊市
小部自然海浜保全地区、鹿島自然海浜保全地区、甲崎東自然海浜保全地区、田井自然海浜保全地区、千軒自然海浜保全地区、尾子自然海浜保全地区、柚ヶ浜自然海浜保全地区	土庄町
古江自然海浜保全地区、遠手浜自然海浜保全地区、吉野崎自然海浜保全地区	小豆島町
計	23箇所

表5 風致地区の指定状況

名 称	所在地	面積 (ha)
高松 風致地区	高松市	230
桃陵 風致地区	多度津町	17
聖通寺山 風致地区		33
角山 風致地区	宇多津町	14
青ノ山 風致地区		86
	丸亀市	50
聖通寺山 風致地区		39
角山 風致地区		29
金山 風致地区	坂出市	112
常山 風致地区		78
笠山 風致地区		15
琴弾 風致地区	觀音寺市	90.79
妙見山 風致地区		155
四国山 風致地区	三豊市	83
蔦島 風致地区		36
計	14箇所	1,067.79

イ) 環境影響評価制度の適正な運用

- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、一定規模以上の開発事業については、事業者に対して、法令に基づき、事業の内容が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ自ら調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、広く意見を聴いた上で計画するよう指導します。

- 法令などの対象とならない一定規模未満の開発事業については、環境配慮指針に基づき、事業活動に伴う環境への負荷低減に向けた事業者の自主的かつ積極的な取組みの推進に努めます。

1-3-3 自然記念物等の保護・保全

ア) 自然記念物等の保護・保全の推進

- 周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成している植物、地質、鉱物などの自然記念物や、郷土の景観や地域のシンボルとして貴重な樹木である香川の保存木、名勝、天然記念物などについて、適切な保護・保全を図るため、法令等に基づく規制やみどりの巡視員、文化財保護指導委員による巡視を行うとともに、自然記念物等の内容や価値の周知など、自然記念物等の保護・保全に対する県民意識の醸成に努めます。
- 自然記念物や天然記念物、香川の保存木の適切な保護・保全が図られるよう、専門家の協力を得ながら現況を調査し、管理者に対して、管理方法について助言するなどの支援を行います。

1-3-4 生物多様性の保全

ア) 生物多様性保全の推進

- 民間団体などと連携して、生物多様性保全を実現するための普及啓発活動を推進するとともに、専門家が行う現地調査に伴う作業の補助やフィールド講座での解説などの体験を通じて、生物多様性の保全に関する指導的役割を期待される人材を育成します。

イ) 希少野生生物の保護

- 香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努めるとともに、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や普及啓発事業、希少野生生物の生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種対策などを実施します。
- 希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」や「指定希少野生生物保護区」に指定するなど、地域とも連携した保護増殖や生息・生育地などの保全を図ります。

表6 香川県レッドデータブック2021掲載種

分類群	種 数					
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ種	絶滅危惧Ⅱ種	準絶滅危惧	情報不足	合計
植物	14	245	109	80	14	462(44.8%)
哺乳類	1	0	0	2	1	4(0.4%)
鳥類	0	9	35	40	0	84(8.1%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5(0.5%)
両生類	0	1	2	3	0	6(0.6%)
汽水・淡水魚類	0	12	13	6	2	33(3.2%)
昆虫類	10	27	74	126	48	285(27.6%)
甲殻類	0	1	0	5	0	6(0.6%)
貝類	2	65	35	37	8	147(14.2%)
合計	27 (2.7%)	360 (34.9%)	268 (25.9%)	302 (28.9%)	75 (7.6%)	1,032 (100.0%)

資料：香川県レッドデータブック2021

ウ) 野生鳥獣の保護管理

- 鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図るとともに、野生鳥獣保護センターなどにおける傷病鳥獣の保護などの活動を推進するほか、愛鳥週間などにより、野生鳥獣の保護管理の重要性についての普及啓発活動を行います。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-3-1	県立自然公園野営場等の利用者数	千人	13	14
1-3-2	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(再掲)	日	584	600
1-3-3	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援(累計)	件	79 (R2～R6 累計)	80 (R8～R12 累計)
1-3-4	生物多様性に関する県民の認知度	%	45 (R7.6現在)	50

方向性を同じくするSDGsのゴール



基本方向2 みどりを活かす

【施策区分（大項目）2の指標】

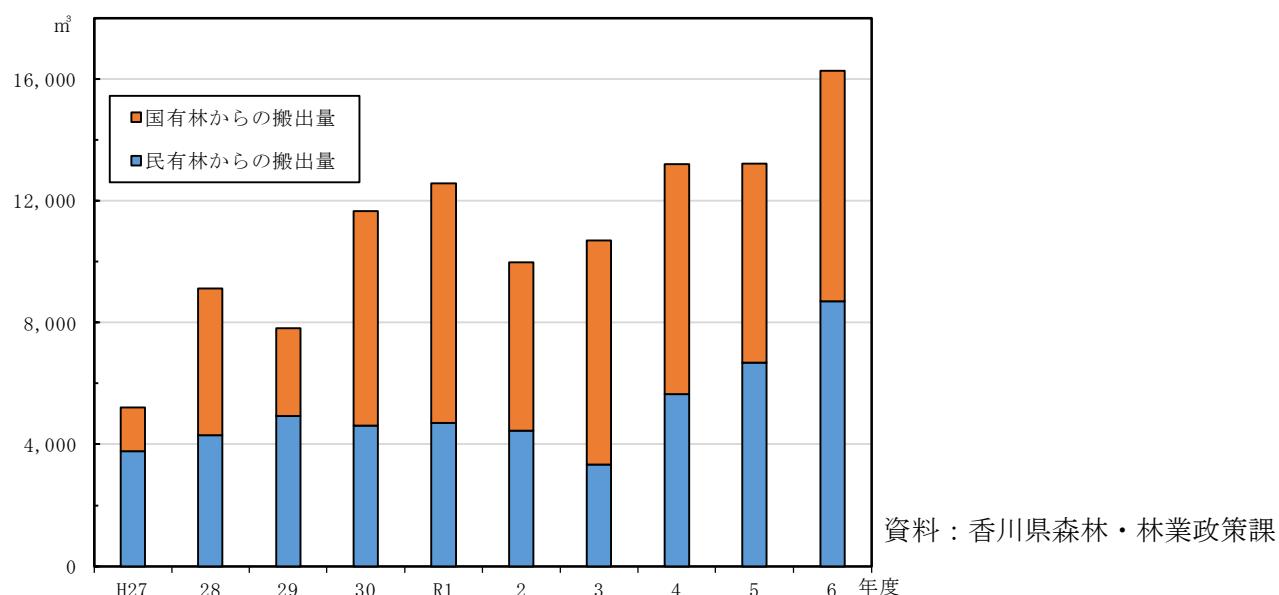
項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度	%	61 (R7.6現在)	67
県産認証木材の平均搬出量	m ³	12,669 (R2～R6平均)	15,000 (R8～R12平均)

2-1 県産木材の利用促進・需要拡大

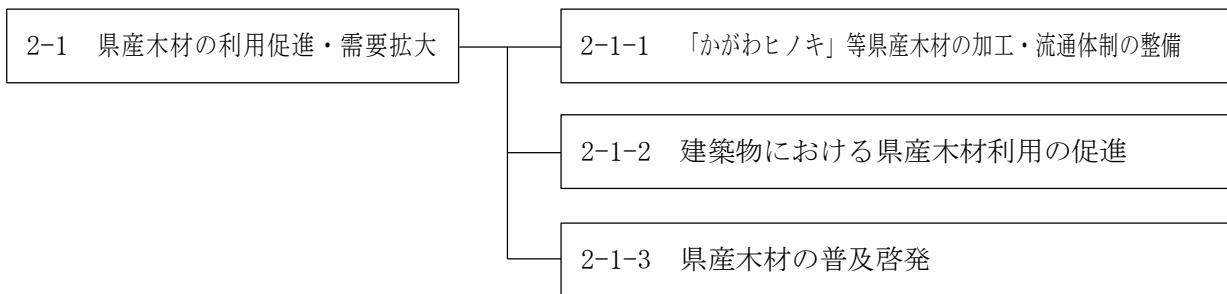
現状と課題

- 本県の人工林の7割を占めるヒノキやスギについては、8割以上が柱材等として利用できる時期を迎えており、これら森林資源の循環利用は、適正な森林整備を推進し、地球温暖化の防止や地域経済の活性化にもつながることから、県産木材の加工・流通体制を確立し、県産木材の需要拡大を図る必要があります。
- 県産木材の利用については、これまで県や市町が率先して公共建築物等で利用するほか、民間住宅などでの利用に対して支援することにより一定進んできていますが、さらに利用を促進するためには、これまで利用の少ない中高層建築物等における利用を進めるとともに、「かがわヒノキ」として県産木材のPRを多角的に行い、県民や工務店等の事業者に対する県産木材の認知度向上を図る必要があります。

図6 県産木材の搬出量の推移



施策の体系



施策展開

2-1-1 「かがわヒノキ」等県産木材の加工・流通体制の整備

ア) 県産木材の加工施設の整備への支援

- 間伐などにより搬出された県産木材の安定的な受け皿となる、新たな県産木材の加工施設の整備を支援します。

イ) 県産木材流通体制の構築

- 川上（森林組合など）と川中（製材工場など）、川下（工務店など）間のマッチングを図り、需要と供給のバランスが取れた県産木材の流通体制を構築します。

ウ) 県産木材認証制度の適切な運用

- 香川県産の木材であることを証明する、香川県産木材認証制度を適切に運用し、信頼性のある県産木材製品の流通を進めます。

2-1-2 建築物における県産木材利用の促進

ア) 公共施設における県産木材の利用促進

- 「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、県が整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進するとともに、各市町が整備する施設における県産木材の利用の促進を図ります。

イ) 県産木材を利用した住宅への支援

- 県産木材を利用した個人住宅の新築・増改築・リフォームに対して支援を行い、県産木材の住宅での利用を促進します。

ウ) 非住宅・中高層建築物での県産木材利用の拡大

- PR効果の高い民間施設における県産木材を利用した新築・リフォームを支援するなど、非住宅における県産木材の利用を促進するほか、設計者や建設業関係者に対する研修会等の開催により、これまで県産木材の利用が少ない中高層建築物における利用を促進します。

2-1-3 県産木材の普及啓発

ア) 「かがわヒノキ」の認知度向上に向けた普及啓発

- 「かがわヒノキ」ロゴマークやソーシャルメディア等を活用したPR活動や、公共施設等における県産木材製品の設置等を行い、「かがわヒノキ」等県産木

材の認知度向上を図ります。

- 香川県木材需要拡大協議会が行う木材関連イベントの開催などの取組みを支援するとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、県産木材普及のためのイベントや県産木材製品の展示会等の開催を行い、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。

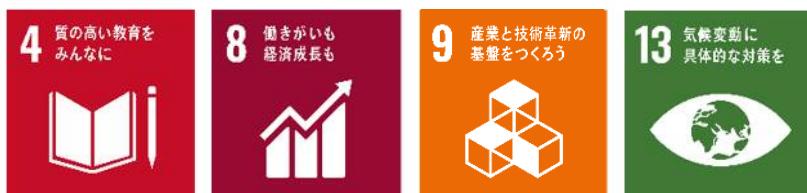
イ) 木育及び木づかい技術者育成の推進

- 子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいなどを通じて、木への親しみを持ち、木の文化、人と森林との関わりへの理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」の機会の提供に努めるとともに、建築家や建築家をめざす学生に対する研修会や講習会を開催し、県産木材を利用する「木づかい技術者」の育成を図ります。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6 年度】	目標【R12 年度】
2-1-1	県産認証木材の平均搬出量 (再掲)	m ³	12,669 (R2～R6 平均)	15,000 (R8～R12 平均)
2-1-2	県産木材を利用した建築物数	件	65	70
2-1-3	県産木材の認知度	%	40 (R7.6 現在)	50

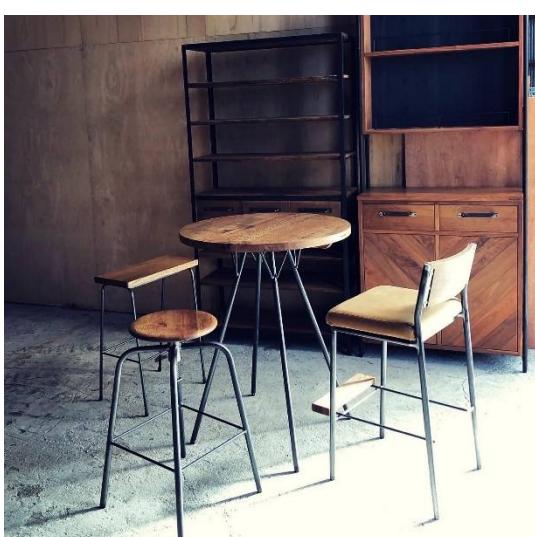
方向性を同じくするS D G s のゴール



2-2 里山再生の推進

現状と課題

- 人と里山の関係が希薄化し、里山の資源が利用されなくなったため、里山林の荒廃と高齢化する広葉樹林の管理が課題となっており、また、高齢化したクヌギ・コナラなどの広葉樹林はナラ枯れの被害を受けやすいことから、伐採・更新を行い若返らせることにより、被害を受けにくい健全な森づくりを推進する必要があります。
- 今後、里山再生を推進していくためには、里山林の持続的な保全管理と利活用の拡大に向けた地域の取組みなどに対して、より一層の支援を行っていく必要があります。

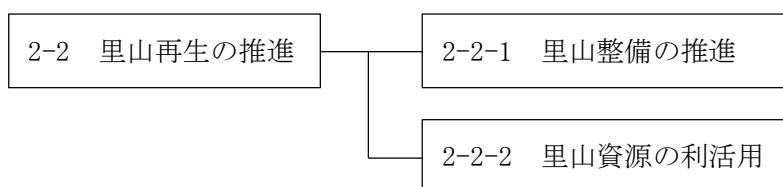


県産広葉樹を活用した家具



高齢化している広葉樹林

施策の体系



施策展開

2-2-1 里山整備の推進

ア) 高齢化した広葉樹林管理技術の普及

- 里山林の有する多面的機能の維持・増進を図るための整備や、資源を有効活用しながら保全を図るなど、高齢化している広葉樹林の管理技術を確立し、普及啓発に努めます。

イ) 広葉樹林整備（伐採・更新）への支援

- 高齢化したクヌギ・コナラなどの広葉樹林を若返らせることによりナラ枯

れ被害を受けにくい里山の整備を推進するため、森林所有者などが行う広葉樹林の伐採・更新などの施業に対して支援します。

2-2-2 里山資源の利活用

ア) 広葉樹材の利活用の促進

- 広葉樹材は、床板や家具など付加価値が高い用途から、薪やシイタケ原木としての利用まで幅広い需要があり、用途によって必要とされる樹種や木の太さ（径級）などが異なるため、広葉樹材の需要や供給について調査・情報収集を行い、需要者と供給者が互いに情報を共有できるよう、マッチングに取り組みます。
- 需要のある広葉樹の育林技術や搬出技術の研究・普及に取り組み、「広葉樹林業」の確立をめざします。
- 広葉樹材の乾燥技術の研究や加工体制の構築を図るとともに、県産の広葉樹材及びその製品についての普及啓発に努め、広葉樹材の利活用を促進します。

イ) 特用林産物の生産のための支援

- 原木シイタケやタケノコ、漆など県内の特用林産物の生産状況調査や、生産に取り組む団体等に対する技術的な支援を行うとともに、地域の特用林産物についての積極的なPR等に努めます。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
2-2-1	広葉樹林の整備面積 (累計) (再掲)	ha	13 (R2～R6 累計)	25 (R8～R12 累計)
2-2-2	広葉樹平均搬出量	m ³	1,138 (R2～R6 平均)	1,700 (R8～R12 平均)

方向性を同じくするSDGsのゴール

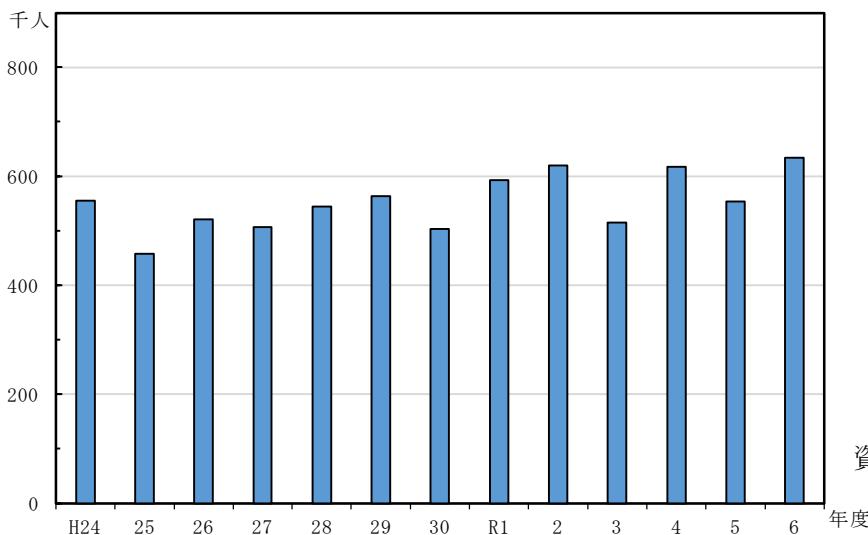


2-3 森林公園等の地域資源の活性化

現状と課題

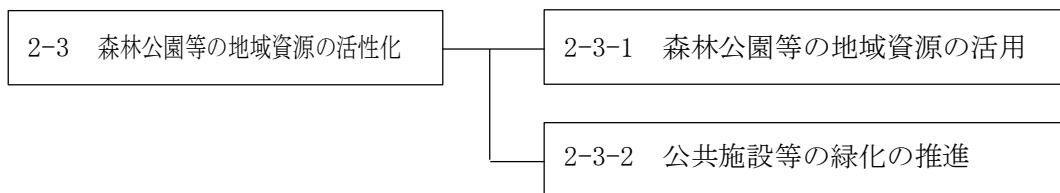
- 森林や里山、農村などの自然や景観を活かした地域資源を活用し、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを一層進めていくことが、地域の活性化のためには重要であることから、森林公園及び都市公園等において、老朽化した施設の更新や新たな施設の導入などのハード対策と、各種イベントの開催や情報発信などのソフト対策により、魅力ある施設となるよう創意工夫し、子どもから高齢者までより多くの人に公園やその周辺地域を利用してもらえるよう取り組んでいく必要があります。
- みどりの充実を図るため、都市部における都市公園や緑地の整備を進めるほか、庁舎や学校、病院などの公共施設においても、地域の特性や自然環境などと調和を図りながら緑化を進めていますが、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などにおける「みどり」の機能や役割が注目されるなか、関係機関とも連携を図りながら、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対しても、緑化の推進を働きかけていく必要があります。
- すでに、街なかの広場や街路などでは、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んでおり、また、企業などにおいても、地球温暖化防止等の観点から、建築物等の緑化に取り組んでいることから、みどりを活かした豊かな生活空間を広げていくために、これらの緑化活動を促進していく必要があります。

図7 森林公園の入園者数の推移



資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系



施策展開

2-3-1 森林公園等の地域資源の活用

ア) 森林公園の整備・管理

- 森林公園の利用を通じ、県民に森林の大切さや保全の意義について理解を深めてもらえるよう、計画的な施設・設備の整備に努めるとともに、年間を通した利用が進むよう、多彩なイベントの実施や効果的な情報発信などに取り組むほか、森林公園の魅力を高め、より一層活用していくための方策についても検討します。

表7 森林公園の整備状況

名 称	開園年度	面積 (ha)
公渕森林公園	昭和 53 年度	93
満濃池森林公園	昭和 63 年度	64
ドングリランド	平成 17 年度	31
計	3箇所	188

イ) 都市公園の整備・管理

- 都市部における、住民の憩いやコミュニティ形成の場、また災害時における避難地等として、都市公園や緑地の整備、既存施設の拡充を進めるとともに、「長寿命化計画」に基づいた計画的な維持管理に取り組みます。
- 身近で利用しやすい空間として、住民と一体となった公園・緑地づくりに取り組むとともに、多様化するレクリエーション需要に対応するため、指定管理者制度や住民との協働を取り入れ、より柔軟な管理運営に努めます。

2-3-2 公共施設等の緑化の推進

ア) 県有施設の緑化の推進

- 県が設置し、または管理する公共施設について、屋上緑化や壁面緑化など地域の特性を踏まえた緑化を図ります。
- 一定区間の県道の緑化を行う「香川さわやかロード」や港湾緑地の整備に取り組むなど、地域の特性や自然環境などの調和に配慮した、地域にふさわしいみどりづくりを進めます。

イ) 関係機関との連携強化

- 緑化基準・緑化技術マニュアルなどに基づく緑化が図られるよう、関係機関

と連携して、緑化の質の向上に努めるとともに、市町に対し、実情に応じた緑化の推進を働きかけます。

ウ) 都市部における緑化の支援

- 都市部における緑化を進めるため、民間の施設・敷地の緑化について、都市計画区域にある民間施設などの芝生化や建物緑化に助成を行う関係機関と連携して取り組みます。

エ) 緑化相談等による支援

- 緑化技術の情報提供、園芸総合センターにおける園芸相談などにより、地域や日常の暮らしのなかでの緑化活動を支援します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
2-3-1	森林公園の入園者数	千人	634	761
2-3-2	みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度 (再掲)	%	61 (R7. 6 現在)	67

方向性を同じくするSDGsのゴール



基本方向3 みどりをつなぐ

【施策区分（大項目）3の指標】

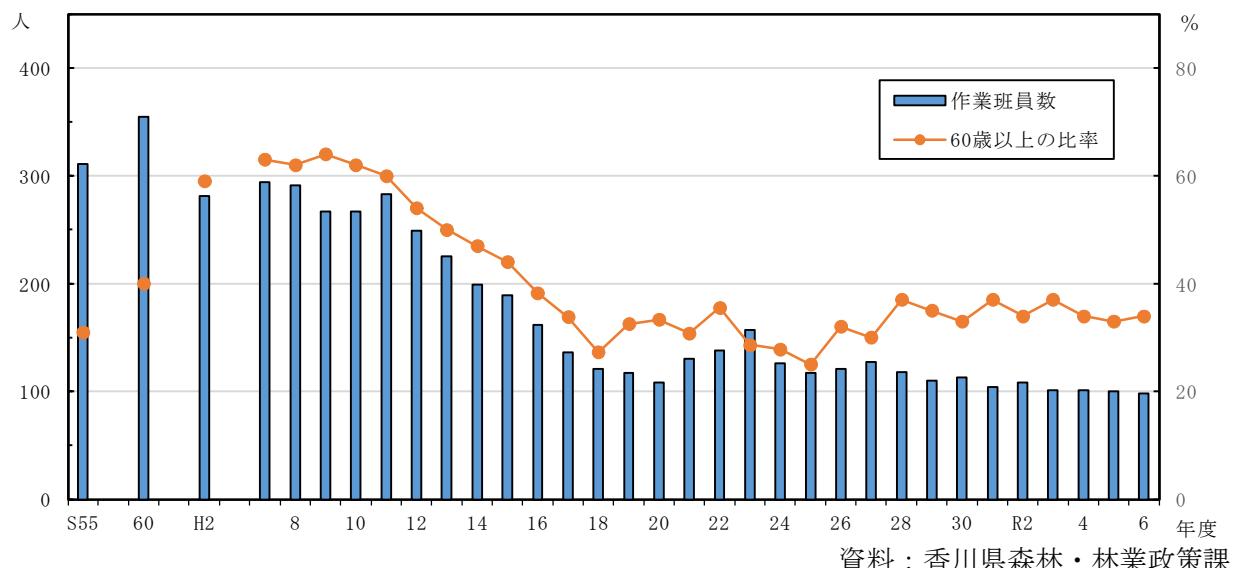
項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
新規林業就業者数（累計）	人	49 (R2～R6 累計)	50 (R8～R12 累計)
県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000

3-1 森林・林業の担い手育成

現状と課題

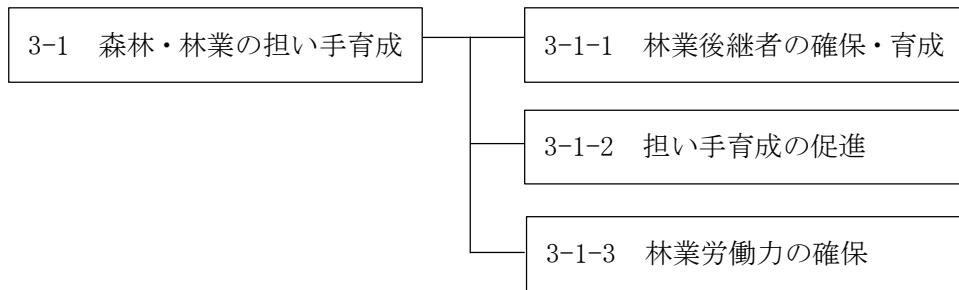
- 森林所有者の高齢化等により所有山林の森林整備が進まない状況にあるなか、県内の森林整備の中心的な役割を担っている森林組合などの作業班員も長期的には減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、引き続き、林業後継者や施業を担う現場作業員の確保・育成に取り組む必要があります。
- 意欲と能力のある林業経営体に対しては森林の經營管理の集積・集約化を推進し、労働生産性を高めることや、木材の販売を強化し収益力を高めることを求めていく必要があります。
- 林業労働力の確保のためには、継続して新規就業者を確保するとともに、人材育成や労働環境の改善等を通じて定着率を高めていくことが重要であることから、「香川県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業従事者が生きがいを持って働く魅力ある林業の実現に向けた取組みを推進していく必要があります。

図8 森林組合等作業班員の推移



資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系



施策展開

3-1-1 林業後継者の確保・育成

ア) 森林・林業教室の開催

- 新たに森林を相続した者を含め、森林所有者などを対象に、森林の多様な利用方法や管理のための技術習得を目的とした講座を開催するなど、自主的な森林管理や林業活動を促進します。

イ) 林業研究グループの活動支援

- 森林所有者などで構成され、林業技術の向上や森林経営の改善に取り組む林業研究グループに対して、研修会への参加の支援や林業経営・育林技術の指導強化を図るなど、活動の活性化を支援します。

3-1-2 担い手育成の促進

ア) 森林整備の担い手確保・育成の支援

- 森林組合などが取り組む作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修などを支援します。
- 所有面積が小規模な森林所有者の森林を取りまとめて効率的な森林経営を行うに当たり、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書の作成など中心的な役割を担う森林施業プランナーを育成します。
- 林業に関心がある者を対象に、植林や伐採などの林業技術を習得する研修や森林の管理に関する知識を学ぶ講座を開催するなど、森林整備の担い手を幅広く確保する取組みについて検討します。

イ) 県立農業大学校「林業・造園緑化コース」の運営

- 「林業・造園緑化コース」で養成した人材が、森林組合等の林業事業体で即戦力として活躍できるよう、森林・林業について幅広く基本的な知識を学べるようにするとともに、現場での実習のほか、シミュレーター等を使用して林業労働災害防止に関する学習や、高性能林業機械を操作する技術・技能を身に付ける学習を行うなど、実践的なカリキュラムを実施します。

ウ) 林業労働力確保支援センターの運営支援

- 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく知事の指定を受けた林業労働力確保支援センターが行う、林業への就業希望者を対象とした求職情報の提

供や技術研修、各種相談活動に対して支援します。

エ) 「意欲と能力のある林業経営体」の育成支援

- 森林組合や民間事業者などの林業事業体について、生産性の向上や再造林の実施、林業従事者の雇用管理の改善など森林経営管理法が定める一定の基準を満たす「意欲と能力のある林業経営体」としての育成を図るなど、経営基盤の強化に向けた取組みの支援に努めます。

3-1-3 林業労働力の確保

ア) 雇用の安定化

- 林業労働者の雇用の安定化を図るためにには、能力に応じた所得を確保するとともに、職業生活に対する不安を取り除き安心して働く雇用環境へ改善することが必要であるため、森林組合や民間事業者などの林業事業体に対して、事業量の安定的確保と相まって、通年雇用化や月給制導入に努めるよう啓発を促進します。

イ) 安全な労働環境の整備

- 林業事業体に、近年の労働災害の発生状況を踏まえた、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修や安全意識の啓発を促進します。
- 労働安全に資する装備・装置等の普及の取組みを促進するとともに、高性能林業機械の導入等の支援による振動機械の操作時間の短縮や労働強度の軽減等を図ります。

ウ) 高年齢労働者の活躍の促進

- 技能の継承を円滑に進めるためにも、高度な熟練労働者である高年齢者の活躍が不可欠であり、高年齢労働者の特性や健康、体力等に対応した就労環境の整備を図るため、作業方法の見直し、適正な配置、柔軟な勤務形態、安全衛生対策等の適切な雇用管理が行われるよう、啓発・指導を推進します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-1-1	林業事業体等向け講習会等への参加者数	人	270	300
3-1-2	新規林業就業者数 (累計) (再掲)	人	49 (R2～R6 累計)	50 (R8～R12 累計)
3-1-3	森林組合等の雇用労働者の年間就業日数 210 日以上の者の割合	%	63 (R5)	73 (R11)

方向性を同じくするSDGsのゴール

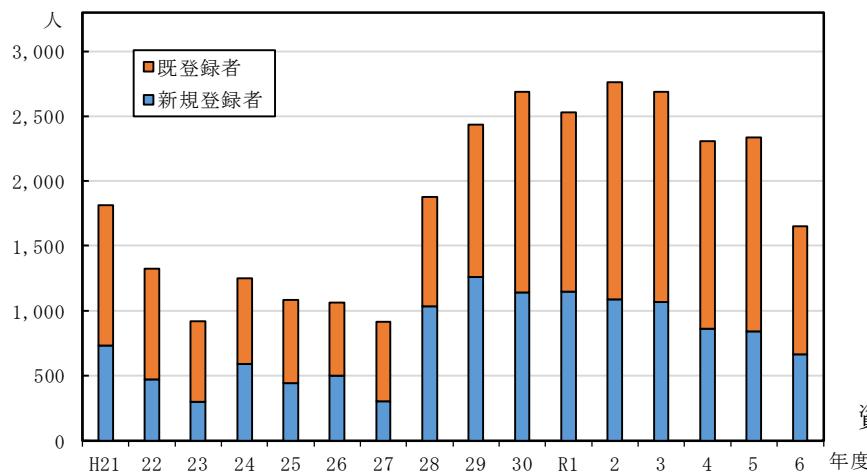


3-2 みどりづくりへの理解と参加の促進

現状と課題

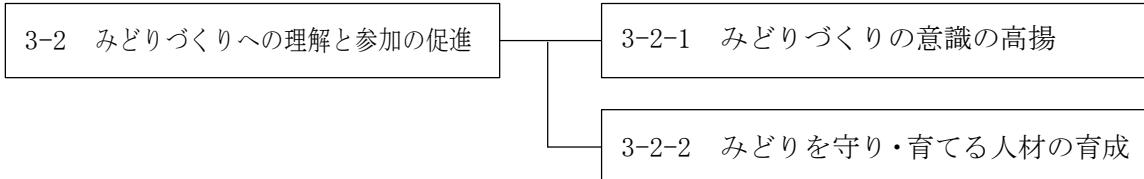
- 暮らしのなかに潤いとさまざまな恵みをもたらす森林をはじめとする「みどり」に、県民が多様に関わりを持ち続けていくためには、「みどりづくり」に対する県民の理解を深めることが重要であることから、県内のさまざまな地域で森づくり活動に取り組んでいる森林ボランティア団体などの継続した活動などを通じて、県民の意識を高めるとともに、みどりを守り、育てる人材を育成していく必要があります。

図9 どんぐり銀行受付者数の推移



資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系



施策展開

3-2-1 みどりづくりの意識の高揚

ア) どんぐり銀行活動の推進

- 子どもたちによる森づくりを中心とするみどりづくり活動への参加を一層進め、みどりの持つ働きの重要性を啓発するどんぐり銀行活動を推進します。

イ) 緑の募金活動への協力

- 緑化活動のための資金を充実させるため、街頭キャンペーンなど緑の募金活動や、緑の募金による助成事業についての県民への周知などに積極的に協力します。

ウ) CO₂吸収量認証制度のPR

- CSR活動に関心のある企業・団体の森林整備活動への参加を促進するため、

森林の整備などによるCO₂吸収量認証制度について、リーフレットの配布等によるPRに取り組みます。

3-2-2 みどりを守り・育てる人材の育成

ア) みどりの学校の運営

- 森林ボランティア団体などとの協働により、みどりに関する「体験」、「学習」、「実践」ができる多様な講座を実施し、森林ボランティアや森林整備の担い手など、みどりを守り・育てる人材を育成します。

イ) 森林ボランティア活動等の充実

- 森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会の提供や、各種広報媒体を通じた森林ボランティア活動などの情報提供の充実に努めます。

ウ) 森林ボランティア活動等が継続する取組みの検討

- 森林ボランティア活動を担う人材の高齢化などにより、後継者の確保が課題となっていることから、森林ボランティア活動などが継続していくために必要な取組みについて検討します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-2-1	どんぐり銀行新規預金者数	人	662	1,000
3-2-2	みどりづくり活動団体数	団体	39	44

方向性を同じくするSDGsのゴール

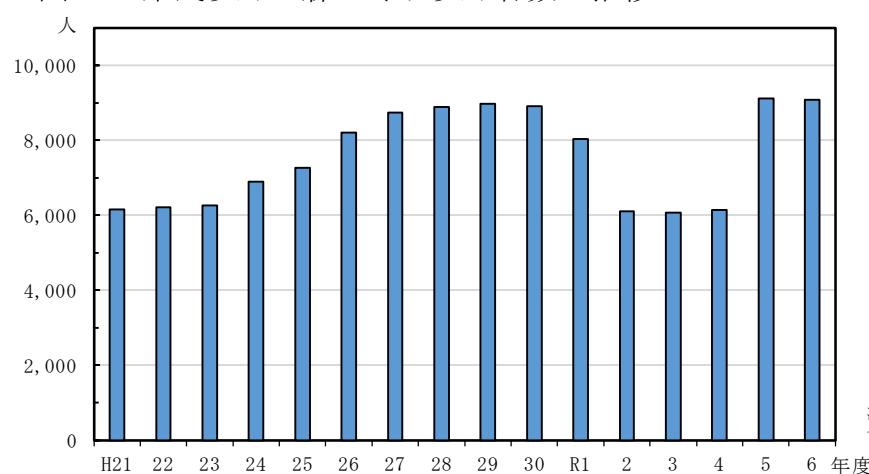


3-3 県民参加のみどりづくりの推進

現状と課題

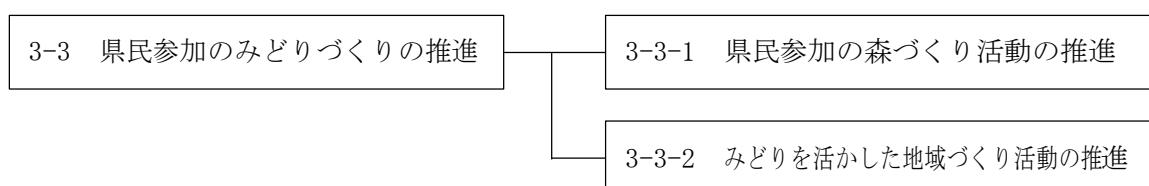
- 森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であることから、県民総参加による「みどりづくり」を進めることが大切であり、引き続き、市町や森林ボランティアなどと連携し、次世代を担う子どもたちやCSR活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体が行う森づくり活動を支援するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進していく必要があります。

図10 県民参加の森づくり参加者数の推移



資料：香川県森林・林業政策課

施策の体系



施策展開

3-3-1 県民参加の森づくり活動の推進

ア) 緑の少年団の活動支援

- 森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の育成と活動の活性化を図るため、小学校などに新たな少年団の設立を働きかけるとともに、少年団が行うみどりづくり活動を支援します。

イ) みどりとのふれあいの推進

- 手入れが必要な森林の情報を収集し、CSR活動に関心のある企業や団体に提供するなど、多様な主体による協働の森づくりを推進します。

ウ) 「山の日」等を活用した普及啓発

- 森林ボランティアなどと連携し、毎年11月11日の「かがわ 山の日」など

に合わせて、植樹や間伐等の森づくり活動を行うなど、森づくりの重要性について普及啓発を行います。

3-3-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進

ア) 地域の森づくり活動の支援

- 森林ボランティアや学識経験者などで構成されるかがわ森林・山村多面的機能發揮対策協議会と連携しながら、地域住民等による里山林の保全活動等の取組みを支援するとともに、各種イベントの開催や情報発信に努めるなど、里山の活用と保全活動を推進します。

イ) 農山村地域の交流促進

- 農山村の魅力ある地域資源を活かした農泊やグリーン・ツーリズムを推進するなど、農山村地域と都市住民との交流を促進します。

ウ) 川辺づくり活動の促進

- 行政と地域住民が協働して河川環境を保全する活動を活性化するとともに、地域住民が自主的に行う河川の美化、愛護運動を促進します。

エ) 里海づくり活動の促進

- 山・川・里（まち）・海を一体的に捉え、人と自然が共生する持続可能な豊かな海の実現に向けた里海づくり活動を促進します。

指標

施策展開	項目	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-3-1	緑の少年団の団数	団	52	57
3-3-2	みどりづくり活動団体数（再掲）	団体	39	44

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理（指標一覧）

第5章 計画の推進

1 推進体制

今日のみどりに関する諸問題に適切に対処するとともに、計画のめざす「みんなで育み、活かし、未来へつなぐ、香川のみどり」を実現させるためには、計画を県民総参加で推進していく必要があります。

そのためには、県や市町はもとより、県民、事業者、民間団体が、緑化の推進とみどりの保全に関して、それぞれが果たすべき役割を十分に理解し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ積極的に行動する必要があります。

主 体	果たすべき役割
県	<p>県土のみどりづくりの牽引役として、この計画に基づき、国や市町、関係部局間の調整・連携を図りつつ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>このため、県民や事業者、民間団体、市町を積極的に支援するとともに、みずからも、緑化の推進とみどりの保全のための事業を実施し、また、普及啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none">○木材生産などの林業の活性化○森林・林業の担い手などの育成○森林や農地などの整備・保全○各種マニュアルや指針などの作成・普及○調査研究や技術の開発○県土全般の各種施策や制度の充実と適正な運用○モデル的事業の率先的な取組みによる市町・事業者に対する事業実施誘導○市町や民間団体の取組みへの支援など、「県民総参加のみどりづくり」の推進○普及啓発活動
市町	<p>地域に最も密着した基礎的な自治体としてその役割は重要であり、地域のみどりの特性を十分考慮した施策を展開するとともに、地域のみどりづくりの牽引役として、地域住民と一体となった緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none">○地域の緑化に関する各種施策や制度の充実○市町村森林整備計画などによる地域のみどりの整備・保全・利用○モデル的事業の率先的な取組みによる事業者に対する事業実施誘導○地域住民や民間団体の取組みへの支援○普及啓発活動

主 体	果たすべき役割
県 民	<p>多様な恩恵を受けているみどりを保全し、未来へと引き継いでいくためには、行政だけでなく県民の積極的な関与と協力が必要であることから、県民総参加によるみどりづくりの実現が期待されます。</p> <p>このためには、県土の保全や水源の涵養などの公益的機能を有するみどりを県民共有の貴重な財産として捉え、身近なみどりをより良きものにしていくための行動を、みずから実践していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑地の適切な管理 ○家庭や職場、地域の公園など身近な場所での積極的な緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
事業者	<p>所有地の緑化に積極的に取り組むことはもとより、企業の社会的貢献活動の一環として、地域のみどりづくりに積極的に参加することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所の緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への支援・参加・提案 ○緑の募金を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
民 間 団 体	<p>地域に根ざした地道な活動をしている自治会・P T Aをはじめ、ボランティア団体やN P O法人などの民間団体は、みどりづくりの新たな主体として期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県や市町の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくりへの自発的な取組みの実施 ○地域住民などに対する取組みへの参加の呼びかけ ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
森 林 所有者	<p>所有者として森林を管理すべきという自覚を持って、県土の保全や水源の涵養など多くの公益的機能を持つ森林を適切に管理するとともに、県産木材の搬出などに取り組むことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な森林整備 ○県産木材などの積極的な搬出 ○特用林産物の生産 ○里山資源の積極的な利用
林 業 経営体	<p>森林経営の受託、経営基盤の強化などを積極的に行うことによって、本県の森林保全・整備の中核的な役割を担うことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域にあった低コスト林業の実施 ○森林施業の集約化の取組み ○森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取組み ○木材業者や工務店などの木材産業関係者との連携による県産木材の利活用

2 進行管理（指標一覧）

計画の進行管理は、次表のとおり、指標と数値目標を設定し、毎年度、達成状況を含めた進行管理を行うとともに、その結果を環境審議会に報告します。また、社会情勢や財政状況などの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

指 標	単位	施策 項目	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
みどりを育む						
1 森林整備と木材利用に関する認知度	%	1	42 (R7. 6現在)	50	森林整備と森林資源循環利用の重要性について、県民の認知度を高める必要があるため。	現況 (R7. 6現在) から8ポイント増加させ、50% (県民の半数) をめざす。
2 森林整備面積(累計)	ha	1	3,986 (R2~6累計)	5,000 (R8~12累計)	間伐や植林などの森林整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年をめざす。
(2) 森林整備面積(累計)(再掲)	ha	1-1-1	3,986 (R2~6累計)	5,000 (R8~12累計)	間伐や植林などの森林整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年をめざす。
3 林内路網延長	km	1-1-2	1,777	1,819	林道や森林作業道による林内路網整備を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、7.0km/年をめざす。
4 林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積	ha	1-1-3	4,084	4,200	面的なまとまりのある森林を確保し、施業の集約化を図る必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約100haの増加をめざす。
5 治山施設整備箇所数(累計)	箇所	1-2-1	62 (R2~6累計)	75 (R8~12累計)	山地災害危険地区において、治山施設の整備を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえるとともに、上位計画との整合を図り、15箇所/年の整備をめざす。
6 保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了筆数	筆	1-2-2	2,341	0	公益的機能の維持のため、保安林で行える森林整備(間伐など)の内容を見直す必要があるため。	保安林(国指定)について、見直し未了筆数の解消をめざす。
7 みどりの巡視員等による巡視延べ日数	日	1-2-3	584	600	違法開発の防止や早期発見のための監視を実施する必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
8 広葉樹林の整備面積(累計)	ha	1-2-4	13 (R2~6累計)	25 (R8~12累計)	高齢級の広葉樹林がナラ枯れ被害を受ける前に更新を図ることにより、ナラ枯れに強い森林を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5ha/年をめざす。
9 50歳未満の狩猟免許所持者数	人	1-2-5	540	640	狩猟免許所持者の高齢化が進むなか、有害鳥獣対策を実施するため、狩猟者の担い手確保・育成が重要であるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で100人の増加をめざす。

指標	単位	施策項目	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
10 県立自然公園野営場等の利用者数	千人	1-3-1	13	14	野外生活を通じて自然に親しむことができるよう県立自然公園などの利用促進を図る必要があるため。	これまでの利用実績から1割程度の増加をめざす。
(7) みどりの巡視員等による巡視延べ日数（再掲）	日	1-3-2	584	600	自然環境保全地域や緑地保全地域等について、適切な保護・保全を図る必要があるため。	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
11 自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援（累計）	件	1-3-3	79 (R2~6累計)	80 (R8~12累計)	自然記念物、天然記念物等の適切な保護・保全が図られるよう現況を調査し、管理者に対し管理办法等の助言を行うなどの支援が必要であるため。	これまでの自然記念物、天然記念物などに対する助言・支援、樹勢回復補助等の件数と同程度をめざす。
12 生物多様性に関する県民の認知度	%	1-3-4	45 (R7.6現在)	50	生物多様性の保全を図るためにには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況(R7.6現在)から5ポイントの増加をめざす。
みどりを活かす						
13 みどりの豊かさ（森林・公園など）の満足度	%	2	61 (R7.6現在)	67	みどり（森林・公園など）に関する事業実施の参考とするために、満足度を把握する必要があるため。	現況(R7.6現在)から6ポイント増加させ、67%（県民の3分の2）をめざす。
14 県産認証木材の平均搬出量	m ³	2	12,669 (R2~6平均)	15,000 (R8~12平均)	県産木材の流通体制を構築するには、安定的に一定量以上の県産木材が搬出され、利用されることが重要であるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、15,000m ³ /年をめざす。
(14) 県産認証木材の平均搬出量（再掲）	m ³	2-1-1	12,669 (R2~6平均)	15,000 (R8~12平均)	県産木材の流通体制を構築するには、安定的に一定量以上の県産木材が搬出され、利用されることが重要であるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、15,000m ³ /年をめざす。
15 県産木材を利用した建築物数	件	2-1-2	65	70	民間、公共の建築物における県産木材の利用促進を図る必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1件/年の増加を目標とする。
16 県産木材の認知度	%	2-1-3	40 (R7.6現在)	50	県産木材の利用を促進するためには、「見たり使ったりしたことがある。」認知度を向上させる必要があるため。	現況(R7.6現在)から10ポイント増加させ、50%（県民の半数）をめざす。
(8) 広葉樹林の整備面積（累計）（再掲）	ha	2-2-1	13 (R2~6累計)	25 (R8~12累計)	高齢級の広葉樹林がナラ枯れ被害を受ける前に更新を図ることにより、ナラ枯れに強い森林を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5ha/年をめざす。
17 広葉樹平均搬出量	m ³	2-2-2	1,138 (R2~6平均)	1,700 (R8~12平均)	里山資源の利活用状況の指標として、里山資源の代表である広葉樹材の搬出量を把握する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,700m ³ /年をめざす。

指標	単位	施策項目	現況 (R6年度)	目標 (R12年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
18 森林公園の入園者数	千人	2-3-1	634	761	地域資源を活用し、地域の魅力を高め、にぎわいづくりを一層進めていく必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況から2割の増加をめざす。
(13) みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度(再掲)	%	2-3-2	61 (R7.6現在)	67	みどり(森林・公園など)に関する事業実施の参考とするために、満足度を把握する必要があるため。	現況(R7.6現在)から6ポイント増加させ、67%(県民の3分の2)をめざす。
みどりをつなぐ						
19 新規林業就業者数(累計)	人	3	49 (R2~6累計)	50 (R8~12累計)	森林整備を支える担い手の確保・育成を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現行計画の目標値である10人/年の就業者の確保をめざす。
20 県民参加の森づくり参加者数	人	3	9,071	10,000	県民参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況から1割の増加をめざす。
21 林業事業体等向け講習会等への参加者数	人	3-1-1	270	300	林業後継者等の確保・育成には、森林・林業に関する講習会を開催し、技術や知識の修得や森林経営等に対する意識の高まりを促す必要があるため。	現況から1割の増加をめざす。
(19) 新規林業就業者数(累計)(再掲)	人	3-1-2	49 (R2~6累計)	50 (R8~12累計)	森林整備を支える担い手の確保・育成を推進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現行計画の目標値である10人/年の就業者の確保をめざす。
22 森林組合等の雇用労働者の年間就業日数210日以上の者の割合	%	3-1-3	63 (R5)	73 (R11)	通年雇用化を促進することで雇用環境の改善を図り、雇用を安定化させる必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況(R5末)から10ポイント増加させ、73%をめざす。
23 どんぐり銀行新規預金者数	人	3-2-1	662	1,000	県民がみどりづくりへ参加するきっかけづくりを行いう必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況から5割の増加をめざす。
24 みどりづくり活動団体数	団体	3-2-2	39	44	県民のみどりづくりへの参加を受け入れる活動団体を確保する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。
25 緑の少年団の団数	団	3-3-1	52	57	みどりづくりの次世代を担う人材を育成する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団/年の増加をめざす。
(24) みどりづくり活動団体数(再掲)	団体	3-3-2	39	44	企業や団体などの多様な主体による森づくり活動を促進する必要があるため。	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1団体/年の増加をめざす。